

一般社団法人愛媛助産師会

災害時支援マニュアル

令和4年8月改定

目 次

はじめに

- I. 災害発生時における組織体制
- II. 緊急連絡網
- III. 情報の収集と提供
- IV. 災害支援体制
- V. 災害への備え
- VI. 関係機関一覧表

はじめに

我が国は、平成7年1月17日に阪神淡路大震災、平成23年3月11日に東日本大震災、平成28年4月14日・16日には熊本地震という三つの大きい震災を経験しました。中でも東日本大震災では、地震に続く大津波、原発事故による放射線の汚染被害等、その復興は現在も十分には進んでいない状況です。

愛媛県でも、平成13年3月に発生した芸予地震では、かなりの被害を受けており、また、南海トラフ巨大地震が今後30年以内の発生確率は70～80%といわれています。ひとたびこの地震が発生すると、愛媛県では、死者16,032人、建物の全壊243,628棟、更に県下のほとんどの地域で電気、ガス、水道が止まることから、1ヶ月後の避難者数は55万人と、多くの方が避難生活を送ることが想定されています。(2019/04/16 愛媛県) また、当県では伊方町に原子力発電所を有することも大きな脅威となっています。さらに平成30年7月の西日本豪雨災害では活発な梅雨前線による集中豪雨も甚大な被害を受けました。近年地球温暖化に伴い、局地的豪雨による河川の氾濫・土砂災害、突風などの災害も各地で発生しています。

このような災害時に、私たち助産師が出来ることは、まず自身の身を守ることを基本にして、妊産婦、母子、女性の安心・安全のためにきめ細やかな支援を行うことです。

このたび、愛媛助産師会では、災害発生時に、会員がより効果的な支援活動に役立てることができるようマニュアルを改正しましたので活用していただきたいと思います。



I. 災害時における組織体制

1. 年度初めに災害対策委員長と副委員長、委員を選定し、日本助産師会に報告する。
2. 災害対策本部設置時期
 - 1) 愛媛県内及び近隣県で震度 6 以上の地震その他の大災害発生時
 - 2) その他本会会長が設置の必要性を認めたとき
3. 設置場所

中予 ◎本部 (一社) 愛媛助産師会子育て支援センター (まつやま助産院内)
 子育て・女性健康支援センター
 〒790-0804 松山市中一万町 2-1
 電話/FAX: 089-945-6757
 089-945-6671 (まつやま助産院)

Eメール: himejyo@beach.ocn.ne.jp

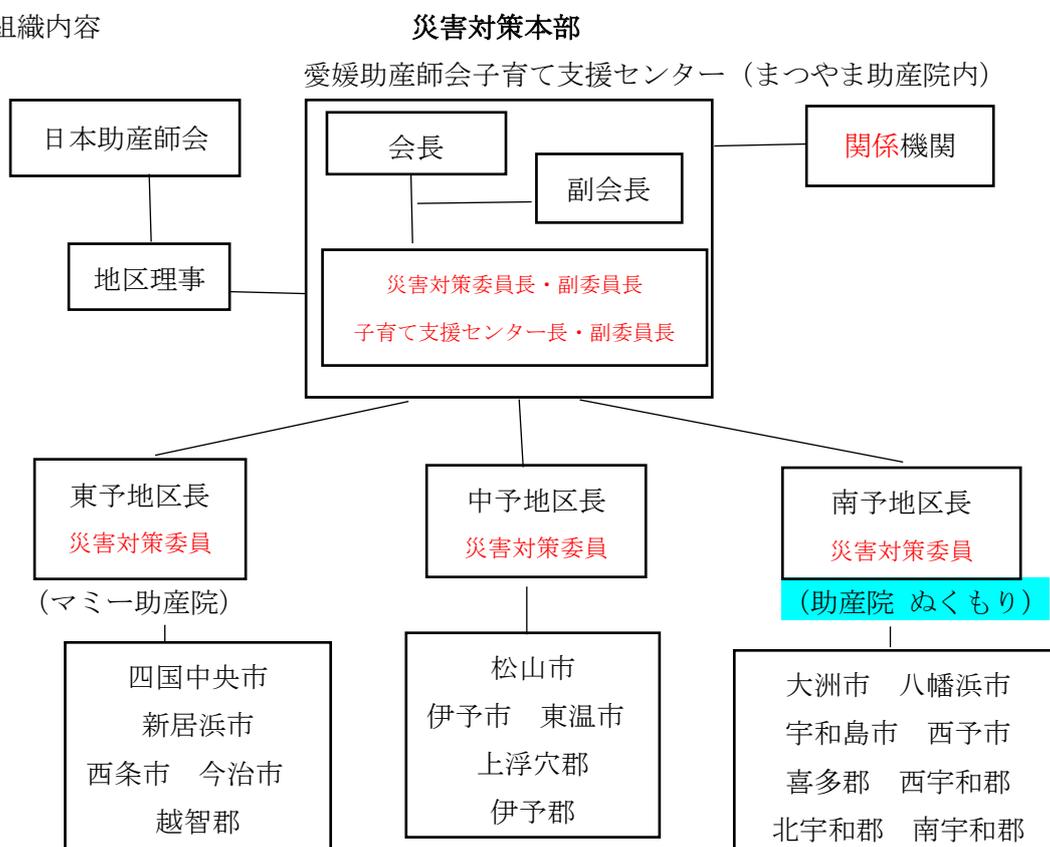
東予 (支援物資保管) マミー助産院 〒799-0722 四国中央市土居町北野甲 587-3
 電話: 0896-74-6161 FAX:0896-29-5951

Eメール: mamijyosanin@yahoo.co.jp

南予 (支援物資保管) 助産院 ぬくもり 〒番号 798-0082 宇和島市長堀 3-3-9
 電話: 090-9779-7913

Eメール: mid202chi@gmail.com

4. 組織内容



II.緊急連絡網

愛媛助産師会では、会員のメールアドレスの登録を行っており、日頃より「ひめじょお知らせメール」として活用していることから、災害発生時にも緊急連絡手段として使用する。

1.方法

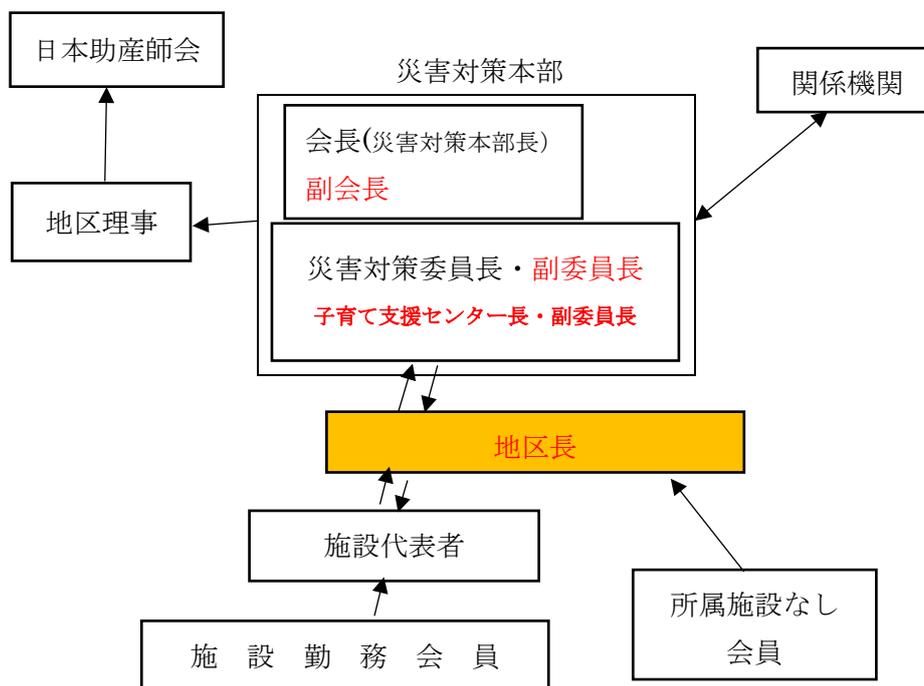
震度6以上の地震その他の大災害発生時、会長・災害対策委員長が広報委員を介し「ひめじょお知らせメール」で緊急状況、安否確認を行うため一斉メール配信を行う。メール確認後は、できるだけその日のうちにすみやかな反応をお願いする。

- ① メールを受け取った会員は、アンケートの入力のリンクをクリックして安否情報を報告する。
- ② アンケート回答方法
質問1) 安否確認 [安]被災なし→「送信する」ボタンへ
[否]被災あり→質問2へ
質問2) 被災状況確認（複数回答可）
避難中
本人に怪我あり
家族に怪我人あり
建物被害あり
その他
質問3) 被災追加情報（任意記入）
質問4) 母子支援の必要性（任意記入）
- ③ 広報委員長は、アンケート結果を集計し、災害対策委員長に報告する。
- ④ 災害対策委員長は、会長に報告する。
- ⑤ 会長は地区理事に報告する。

2.安否確認アンケート回答後の新たな情報がある場合

- ① 被災者は、各所属施設代表者にCメールかSNSで連絡。施設代表者は災害対策委員長にメール連絡する。
- ② 本人が連絡不可能な場合、施設代表者が状況把握の上、災害対策委員長にメールする。
- ③ 災害対策委員長は、会長に報告すると共に、当該地区長に連絡する。
- ④ 会長は地区理事及び関係機関に報告する。

被災時の連絡網



Ⅲ.情報の収集・提供と任務

項目	方法	責任者
会員の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網により確認 災害用伝言ダイヤル（171） 	会長 災害対策委員
被災状況に関する情報収集と情報提供 会員の具体的な被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 関係防災一覧表等から被災情報を収集 地区長を中心に訪問などにより被災地の会員の情報収集 確認した情報を災害対策本部に連絡 	災害対策委員 地区長
災害支援に関する情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 会員又は関係機関から情報収集し、必要時会員に情報発信 	会長 副会長
関係機関との連絡	<ul style="list-style-type: none"> 日本助産師会、関係機関一覧表を参考に必要機関連絡し、情報を収集・提供 	会長 副会長
災害派遣者の調整	<ul style="list-style-type: none"> 災害支援派遣の必要性を判断し、派遣者を調整・準備・派遣 	災害対策委員 地区長
災害支援活動物資の準備	<ul style="list-style-type: none"> 支援活動に必要な物品等を準備・管理 	災害対策委員 地区長

IV.災害支援体制

1. 支援の進め方

支援は基本的に「愛媛助産師会が要請を受けたもの」に支援する。

- 1) 事前に本会と各市町村との間に「災害時支援協定」を結んだ市町村からの要請を優先する。
- 2) 市町村からの要請は、「災害対策本部」宛ての文書で受ける。

◎災害対策本部 松山市中一万町 2-1

一般社団法人愛媛助産師会子育て支援センター（まつやま助産院内）

電話/FAX 089-945-6757

Eメール himejyo@beach.ocn.ne.jp

- 3) 被災者からの要請は、避難所の責任者を通じて当該市町村から「災害対策本部」宛ての文書で受ける。
- 4) 各地区長が市町村から直接要請を受けた場合も、当該市町村から「災害対策本部」に要請文書を送ってもらう。
- 5) 分娩介助業務の要請は、緊急の場合に限り個人で要請をうけてもよい。ただし必ず「災害対策本部」に連絡してから出かける。
- 6) 「災害対策本部」は、要請文書を受け取ったのち、担当地区長に連絡する。場合により会員に直接連絡することもある。
- 7) 支援を行った会員は結果を報告する。

2. 具体的な支援内容

- 1) 妊産婦などに対する健康診断等の巡回
- 2) 妊産婦などの病院転送
- 3) 転送困難な妊産婦への処置
- 4) 産後ケア 授乳介助 乳房ケア
- 5) 新生児や乳幼児ケア 沐浴
- 6) 救護所などにおける妊産婦などに対する分娩介助など応急救護活動
- 7) 避難所などにおける妊産婦などに対する健康管理
- 8) 被災した母子への相談支援
- 9) 育児支援
- 10) その他

3.被災緊急時の支援

1) 被災直後（要請を受けた場合）

- ①被災した会員は、災害対策本部へ、速やかに情報提供する。
- ②支援するときは、必ず2人以上で行動する。
- ③直後、災害対策本部と連絡の上、被災地の避難所に駆けつける。
- ④助産師であることを伝える。
- ⑤「助産師」のゼッケンをつける。
- ⑥妊婦・母子・女性のために特別の部屋を作る。

女性専用支援室をつくり、それを表示する。（学校の場合などは保健室や保健室近く）専用の部屋が確保できないときは、母子専用、女性専用のコーナーを確保する。
- ⑦トイレの使用方法に関する指導を行う。
 - ・トイレットペーパー・便が流せないのもので、使用方法について徹底する。又はトイレを使用不可とする。
 - ・便は、新聞紙や紙おむつに包んでトイレットペーパーと共にビニール袋に入れ、所定の場所に捨てる。（可能であれば、1回分ずつ小さなビニール袋に入れてから大きなビニール袋に入れると匂いが少なくなる。）
 - ・尿のみトイレに排泄する。
 - ・手指の清潔を徹底する。（ウェットティッシュ、消毒液の使用）
- ⑧避難者の援助を行う。
 - ・避難所内の援助の対象者（妊・産・褥婦、新生児、3歳未満の乳幼児など）を集め、女性専用室又はコーナーへ誘導し、使用方法を説明する。
 - ・妊産婦・母子には、必要時、母子手帳の適当なところに記入する。
 - 妊婦：妊婦健診、心理的援助など
 - 褥婦：乳房管理、授乳指導など
 - 新生児：観察、清潔の援助など
 - 3歳未満の乳幼児：清潔、脱水予防、心理的援助
 - 女性：月経など女性特有の症状、性被害、DV被害などの支援
- ⑨女性専用支援室を拠点に、避難所の責任者に協力し、避難者の健康管理などを行う。
- ⑩メーリングリストで情報提供する。

日本助産師会メーリングリストに、被災の状況、支援の必要な場所や物品の情報を提供する。
- ⑪自分の相談や悩みを解決する。

相談や悩み事などもメーリングリストを活用して解決するようにする。
- ⑫生活環境の調整

4.災害発生後、中・長期的な支援

1) 助産師自身のケア

- ① ボランティア助産師が到着したら、被災した会員は、地域住民としての活動や、家族との時間を過ごすことを優先する。
- ② 支援者のための研修会を開催する。
- ③ 支援者同士のエンパワーメントを目的とした心のケアの研修会を定期的を開催するとよい。
- ④ 行政主催の研修会への参加。

2) 妊産婦・乳幼児、女性への支援

- ① 妊産婦や乳幼児を持つ母親が気軽に相談できたり、女性の思いを聴く場所を作る。
- ② 妊婦健診、育児相談、女性の相談を出前で実施する。
- ③ 被災地の母子や女性に、相談窓口や電話・メール相談についての情報提供をする。
- ④ 子育て・女性の健康支援センターには助産師がおり、気軽に相談できることを広報する。

V・災害への備え

1. 緊急時、助産師として取るべき行動及び態度

- ・避難手段、避難経路、避難場所についてのデモンストレーションをする。
- ・新生児は母親に抱かせ、言葉をかけ、安全な場所に避難誘導する。
- ・保温のため褥婦には重ね着、毛布・バスタオルなどを使用する。
- ・新生児の保温には、使い捨てカイロ、湯たんぽ、サバイバルブランケットなどあらゆる物品も利用する。
- ・身体の清潔の工夫（ウェットタオル、ドライシャンプーなど）

2. ライフラインが途絶えたときの助産師の実践訓練

- 1) 児心音の確認をトラウベで行う
- 2) 児の保温を確保する方法を考える。（カンガルーケアなど）
- 3) 分娩介助方法をトレーニングする。
 - ・災害用分娩キットなどの最少物品での分娩介助法を学ぶ。
 - ・自分の身を守り、感染を予防する。（ディスポ手袋着用、摺り込み式消毒薬、ウェットティッシュなどの使用）

3. ライフラインが途絶えたときの日常生活の知恵

- ・食器を汚さない工夫・・・紙皿、サランラップ、アルミホイルの使用など
- ・排泄物の処理の工夫・・・新聞紙や紙おむつの上で排泄し、トイレットペーパーと共に包んでビニール袋に入れて捨てる。

- ・水の利用法・・・きれいなものから順次使用し、最後はトイレで尿を流すのに使用する。

4. 被災緊急時用品の点検方法

- ・物品及び場所の確認

物品例

保温のための物品	衣類、毛布、使い捨てカイロ
清潔・感染予防のための物品	清浄綿、紙おむつ、生理用品、ドライシャンプー、消毒物品、ゴム手袋、携帯用トイレ、新聞紙、ゴミ袋
生活に必要な物品	非常食、飲料水、粉ミルク、調乳物品、カセットコンロ、カセットボンベ（最低3日分）

- ・期限の確認

5. 妊産婦の心理・社会的側面の理解と援助

1) 妊産婦の行動及び心理面の特徴

- ・2～3日のうちに避難している。
- ・長期間避難所を利用しない（避難所で生活することができない状況あるため）
- ・妊娠・分娩に対して不安が強い。
- ・分娩施設変更の不安がある。

2) 必要な支援

- ・早期退院母子への電話訪問・家庭訪問の実施
- ・施設助産師と地域助産師との連携
- ・後方支援病院での看護職者は被災した妊産婦の心理的特徴に配慮して関わる。

6. 緊急時の情報手段

母子健康手帳には、緊急時に必要な情報を詳しく記載する。

7. 助産師としての日常持参品

臍帯剪刀、臍帯クリップ、ティッシュ、ウェットティッシュ、ナプキン等

8. ボランティア活動参加の基本姿勢

- 1) 自己完結型で参加する。（自分のものは自分で持参する）
- 2) 指示待ちではなく、できるところ、できることを自ら見つけて実践する。
- 3) 母子保健に関与している専門職者としての役割を理解する。

9. その他

- ・「愛媛助産師会子育て・女性の健康支援センター」と助産所を福祉避難所として市に届けておく。
- ・近隣都道府県助産師会との関係づくりに努める。
- ・会員に対し、災害時のケアのための教育と訓練を行う。（1～2年に1回）
- ・妊産婦と育児中の母親や家族への防災に対する啓発活動・教育を行う。

VI. 関係機関一覧表

1. 関係団体

機関名	所在地	電話番号	F A X
日本助産師会	東京都台東区鳥越 212-2	03-3866-3054	03-3866-3064
愛媛県庁（代表）	松山市一番町 4 丁目 4-2	089-941-2111	
愛媛県看護協会	松山市道後町 2 丁目 11-14	089-923-1287	089-926-7825
愛媛県医師会	松山市三番町 4 丁目 5-3	089-943-7582	089-943-1465
香川県助産師会	高松市春日町 1176	087-844-4131	087-844-4130
高知県助産師会	高知市長浜 3 番地アニタ助産院	088-841-3000	088-841-3000
徳島県助産師会	徳島市助任橋 3 丁目 1-3	088-652-2293	088-652-2293
山口県助産師会	萩市御許町 1 沖野雅代様宅	083-825-5676	083-825-5676
広島県助産師会	広島市安佐南区中須 1 丁目 44-26-8	082-870-8006	082-870-8006
岡山県助産師会	岡山市東区上阿知 963	086-946-0891	086-946-1778
島根県助産師会	出雲市湖陵町二部 1644-1	085-343-3306	085-343-3306
鳥取県助産師会	鳥取市津ノ井 615	085-737-4343	085-737-4343

2. 関係防災情報

情報	機関名	電話番号、URL 検索
行政機関	消防署	119
	警察署	110
	海上保安庁	118
	愛媛県危機管理課	089-941-2111（代表）
	松山市災害対策課	089-948-6815
交通情報	国土交通省四国整備局	「道路情報提供システム」
	鉄道	「J R 西日本列車運行情報」
	航空	「松山空港フライト情報」
ライフライン	電気 四国電力	愛媛県「お客様窓口」
	ガス 四国ガス	「お客様窓口」
	水道 公営企業管理局総務課	089-912-2790 「お問い合わせフォーム」

3. 周産期母子医療センター

愛媛県立中央病院	089-947-1111
病院愛媛大学医学部付属	089-964-5111
松山赤十字病院	089-924-1111
市立宇和島病院	0895-25-1111
愛媛県立今治病院	0898-32-7111
愛媛県立新居浜病院	0897-43-6161

4. えひめの助産所（愛媛助産師会所属）

まつやま助産院	松山市	089-945-6671
マミー助産院	四国中央市	0896-74-6161
さなだ助産院	西条市	0898-68-3850
しまなみ助産院	今治市	090-6233-3726
あやか助産院	四国中央市	0896-77-5308
ますみ助産院	松山市	080-5669-8466
助産院 e m i	松山市	080-3168-5792
n o g a m i d w i f e	松山市	090-1571-0515
みのり助産所	松前町	080-3920-5067
はらだ助産院	八幡浜市	090-5149-0383
おっばい相談室るんるん	宇和島市	080-3168-5792
助産院 んくもり	宇和島市	090-9779-7913